

太陽電池発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部
北陸産業保安監督署

1. 立入検査の目的

電気工作物の保安については、電気事業法に基づき、電気工作物の設置者自身が保安責務を負い、保安規程を定め、遵守し、主任技術者を選任する等、自主保安体制により電気保安の万全を期すこととなっています。

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内（以下、「管内」という。）の太陽電池発電所に対して、電気事業法第107条に基づき、保安の実態を把握するとともに事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。その結果、法令違反又はそのおそれがある場合には、改善指導等を行うこととしています。

検査対象事業所

北陸産業保安監督署管内の太陽電池発電所

立入検査結果

立入検査結果については以下のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入検査件数		1	1	10(2)
改善指示事項	電気設備の技術基準不適合	0	0	15(1)
	保安規程変更未届	0	0	0
	保安規程遵守違反	0	0	0
	計	0	0	15(1)

*括弧内数は、小出力発電設備の件数